

2017年3月30日
全国港湾16発第108号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)



17春闘中央港湾団交決裂に伴う実力行使の指示

第4回中央港湾団交を3月23日(木)に開催したが、見るべき回答がないため、3月26日(日)のストライキの決行及び4月2日(日)始業時から3日(月)始業時までの24時間ストを通告した。

しかし、日港協からの団交の申入れもなく、解決する姿勢が見られないことから、第2回(合同)中央闘争委員会(3月30日開催)は、4月8日始業時から10日(月)始業時までの48時間スト及び4月10日(月)以降無期限の18時以降夜荷役拒否のストライキを実施することを決定した

ついて、各単組・地区港湾は、下記のストライキ行動を実施するよう指示する。

記

1. ストライキ行動について

- (1) 実施日時: 2017年4月8(土)始業時~4月10日(月)始業時迄及び、4月10日(月)以降無期限の18時から翌日始業時までの無期限夜荷役拒否
- (2) 行動対象: 全港・全職種
- (3) 行動内容: 就労拒否並びに荷役阻止、及び抜港船などスト破り行為への抗議行動

2. 行動指示

- (1) 各単組・地区港湾は、上記1. の行動を実施すること。
- (2) 上記1. の行動以後の上積み行動にも対応できる準備を行うこと。
- (3) 各単組は、各地区港湾の行動の成功に向けた必要な縦指示を取り組むこと。
- (4) 各地区港湾は、パトロール行動等で抜港船などスト破り行為を摘発した場合、直ちに抗議行動を取り組むこと。また、抜港船の情報は、全国港湾書記局、及び関係地区港湾にも連絡のこと。

<添付> 17春闘中央港湾団交決裂に伴う実力行使の通告

以上